平成２２年（フ）第１３２号
北海道砂川市焼山539番地
債務者　樋口　　学
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
北海道滝川市一の坂町西１丁目６番３号
債務者　斉藤　和博
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
群馬県館林市大街道３丁目16番19号
債務者　大島　光弘
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３１３号
群馬県館林市台宿町６番23号
債務者　荻野真紀子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３９０号
埼玉県行田市旭町11番31号、破産申立時の住所埼玉県行田市藤原町２丁目18番地29
債務者　坂本とみ子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５５０号
埼玉県羽生市東６丁目11番地29
債務者　斎藤　光之
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５５１号
埼玉県羽生市東６丁目11番地29
債務者　斎藤由紀子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６９１号
新潟県燕市吉田西太田340番地の11
債務者　田村千代子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２０号
新潟市中央区浜浦町１丁目252番地10　コーポ碧２－１
債務者　坂井　晴美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８７号
新潟県胎内市新栄町３番12号
債務者　長谷川強次
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第７０号
福井県敦賀市道口45号10番地の６　衣掛町
債務者　平野真由美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第５２９号
愛知県一宮市瀬部字中道11番地２
債務者　花村　隆宏
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２１８号
長崎県諫早市小長井町牧488番地７
債務者　中尾　昭徳
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
長崎県大村市諏訪１丁目150番地２　ハイツ市村201、前住所長崎県東彼杵郡波佐見町小樽郷187番地13
債務者　森　　元樹
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
鹿児島県薩摩川内市中郷町6795番地１
債務者　**切**通眞里子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
鹿児島県薩摩川内市中福良町2101番地１シティーハイツ103、前住所鹿児島県薩摩川内市入来町副田5911番地24
債務者　坂元　玉美（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
鹿児島県出水市明神町2584番地グランシャリオＡ205号　川上祐香理方、住民票上の住所鹿児島県出水市明神町2671番地５　羽山アパート６号
債務者　吉岡　紘志
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第５７７号
北海道北斗市谷好３丁目12番13号
債務者　水上　　務
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
函館地方裁判所